

## ◎中小企業者等に対する金融の円滑化

を図るための臨時措置に関する法律

の一部を改正する法律

(平成二十三年三月三十一日法律第八号)

### 一、提案理由(平成二十三年三月三十一日・衆議院財務金融委員会)

○自見国務大臣

……………(略)……………  
それでは、ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律は、世界的な金融資本市場の混乱により、我が国も非常に厳しい経済金融情勢にあった中で、中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時的な措

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

置を講ずるため、一昨年十二月に制定されたものであります。

現在、中小企業者の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、厳しい状況にあります。こうした中、同法に基づく中小企業者等に対する貸し付け条件の変更等の実行率は、審査中の案件等を除き九割を超える水準となっており、今後も、先行きの不透明感から、貸し付け条件の変更等に対する需要は一定程度あると考えられます。一方で、貸し付け条件の変更等に際しましては、金融規律も考慮し、実効性のある経営再建計画を策定、実行することが重要であります。

このため、同法を機に、金融機関が、貸し付け条件等の変更等を行う間に、借り手に対する経営相談、指導等のコンサルティング機能を十分に発揮することにより、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返済能力等の改善につながるという流れを定着させる必要があります。

これらの点にかんがみ、本年度末を期限とする同法の有効期限を一年間延長するとともに、その運用に当たっては、金融機関が、貸し付け条件の変更等とあわせて借り手に対する経営相談あるいは指導等を積極的に行うように促すことや、これまでの同法の施行状況を勘案して、金融機関に義務づけられている開示、報告資料を大幅に簡素化することが適当であると考える

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

二二

おります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

この法律案は、引き続き中小企業者や住宅資金借入者に対する金融上の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を一年間延長し、平成二十四年三月三十一日までとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十三年三月二五日)

○石田勝之君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業金融円滑化法の期限を一年間延長し、平成二十四年三月三十一日までと

するものであります。

各案は、去る三月十八日当委員会に付託され、二十二日、野田財務大臣、自見国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、関税込率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院財政金融委員長報告(平成二十三年三月三一日)

○藤田幸久君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行とこれを通じた雇用の安定、住宅資金借入者

の生活の安定を引き続き期するため、本法が失効するものとされる期限を平成二十四年三月三十一日まで一年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、震災被害に関する各種の財政・金融上の措置を充実する必要性、税関の体制整備の必要性、国際金融機関に対する出資手続と損失の発生状況、金融機関のコンサルティング機能を強化する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま

す。  
質疑を終了し、順次採決の結果、関稅定率法等改正案及び國際通貨基金及び國際復興開發銀行加盟措置法等改正案はいずれも多数をもって、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関稅定率法等改正案及び中小企業金融円滑化法改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年三月三〇日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金  
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正  
する法律

融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切にこたえる対策を講ずること。

- 一 震災前にあつても、中小企業者等の業況及び資金繰りが、改善しつつあるものの依然厳しい状況にあることにかんがみ、期限延長後においても、金融検査及び監督の適切な運用と、政策金融及び信用保証制度の充実等に努めること。

右決議する。